核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づき国際規制物資を定める件の一部を、別表により改正する。この場合において、同表中の傍線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

一　改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改めること。

二　条項番号その他の標記部分（以下単に「標記部分」という。）に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であって、標記部分が改正前欄及び改正後欄で異なるときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げる規定として移動すること。

三　標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であって、改正前欄にこれに対応するものを掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。

別表　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の規定に基づき国際規制物資を定める件の一部改正に関する表

改正後	改正前
［略］	［同上］
［一～七十三　略］	［一～七十三　同上］
七十四　原子力の平和的利用における協力のための日本国政府とインド共和国政府との間の協定（平成二十九年条約第　　号。以下「日印協定」という。）に基づき、インド共和国政府又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された核原料物質及び核燃料物質	［号を加える。］
七十五　前号の核原料物質及び核燃料物質から回収され又はその使用の結果生産された核燃料物質	［号を加える。］
七十六　日印協定に基づき、インド共和国政府又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された資材及び設備	［号を加える。］
七十七　前号の資材及び設備の使用の結果生産された核燃料物質	［号を加える。］
七十八　日印協定に基づき、インド共和国政府又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された技術に基づく設備	［号を加える。］
七十九　日印協定に基づき、インド共和国政府又はその管轄の下にある者から売却その他の方法により移転された技術を用いて得られたものとして日本国政府及びインド共和国政府が合意した核燃料物質	［号を加える。］
八十　第一号、第二号、第四号、第五号、第六号、第八号から第十二号まで、第十四号、第十四号の二、第十四号の四から第十六号まで、第十八号から第二十号まで、第二十二号から第二十四号まで、第二十六号から第二十九号まで、第三十一号から第三十三号まで、第三十五号、第三十七号から第三十九号まで、第四十一号、第四十三号から第四十五号まで、第四十七号、第四十九号から第五十一号まで、第五十三号、第五十五号から第五十七号まで、第五十九号、第六十一号から第六十三号まで、第六十五号、第六十七号から第六十九号まで、第七十一号、第七十三号から第七十五号まで、第七十七号及び前号の核燃料物質以外の核燃料物質であって、核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定（昭和五十二年条約第十三号）に基づく保障措置の適用を受けるもの	七十四　第一号、第二号、第四号、第五号、第六号、第八号から第十二号まで、第十四号、第十四号の二、第十四号の四から第十六号まで、第十八号から第二十号まで、第二十二号から第二十四号まで、第二十六号から第二十九号まで、第三十一号から第三十三号まで、第三十五号、第三十七号から第三十九号まで、第四十一号、第四十三号から第四十五号まで、第四十七号、第四十九号から第五十一号まで、第五十三号、第五十五号から第五十七号まで、第五十九号、第六十一号から第六十三号まで、第六十五号、第六十七号から第六十九号、第七十一号及び前号の核燃料物質以外の核燃料物質であって、核兵器の不拡散に関する条約第三条1及び4の規定の実施に関する日本国政府と国際原子力機関との間の協定（昭和五十二年条約第十三号）に基づく保障措置の適用を受けるもの

備考　表中の［　］の記載は注記である。